

## 第13章 日本国公共貨幣法

### 13.1 公共貨幣法の概観

公共貨幣システムに移行するためには、現在の貨幣に関する法体系を整理し直す必要がある。第2章で考察したように、現在国内では以下の2つの法律に基づいて法貨が発行されている。

- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年六月一日法律第四十二号）
- 日本銀行法（平成九年六月十八日法律第八十九号）

しかしながら、これら2つの法律はお互いにつぎはぎだらけのような状態で、独立国としての貨幣法の体をなしていない。従ってこの2法律を統廃合して、公共貨幣システムの構築に相応しい「日本国公共貨幣法（以下、公共貨幣法と呼ぶ）」を早急に制定する必要がある。本書のこの最終章では、新貨幣法の制定に向けたさらなる議論のたたき台として、この公共貨幣法の素案を提案させていただく。以下の図13.1を参照しながら、この法案を概観してゆく。

まず、国権の最高機関である国会に貨幣の発行権があるとし、国会はこの権能を公共貨幣委員会に委譲する。公共貨幣委員会の委員は博士号・学識経験者9名から構成し、新たに設置される公共貨幣省の公共貨幣大臣が委員長（議長）となる。さらに2名の公共貨幣副大臣が加わるが、副大臣2名はそれぞれ公共貨幣の供給と需要サイドを担当・総括する。残りの6名の委員のうち、公共貨幣省が3名、財務省が3名それぞれ推薦する。

このようにして、公共貨幣委員会には公共貨幣の供給サイドを受け持つ4名と、需要サイドを受け持つ4名が、国民が注視する中で土俵に上がって、貨幣の必要量、新規発行量等をお互いに公開で議論をする（相撲を取る）。すなわち、公共貨幣省は主に貨幣の供給サイドを管理し、財務省は貨幣の需要サイドを管理するように権限を分割し、お互いの主張を公開の土俵でぶつけ合う。さらに、議論のベースとなるマクロ経済モデルのシミュレーションは、広く国民が検証できるようにする。こうすることによってまさに、公共の福祉や経済成長に寄与する公共貨幣量が、オープンな場で合理的に決定されるようになり、政治家や官僚の介入が阻止され、インフレ・デフレも回避できるようになる。行事役は議長が努め、議論が伯仲して4対4に分かれ引き分

けになった時にのみ、行事が軍配を上げる。公共貨幣供給量に際して議長は最終責任を負い、物価の安定に失敗すれば辞任しなければならない。

さらに、現在の日本銀行は日本銀行法第六〇条に則って速やかに解散し、現状維持の状態新たに国の公共貨幣庫として公共貨幣省内に統合する。日本銀行の職員も全員、そのまま公共貨幣省の国家公務員となる。

以上が、公共貨幣法による公共貨幣システム構築のための大枠のフレームワークである。詳細は、以下の公共貨幣法の条文に定めるとおりである。

## 13.2 公共貨幣法メイキングのポイント

ここで提案する公共貨幣法はあくまでもたたき台であり、この制定に向けて、経済や行政の専門家、研究者、銀行関係者、政治家、一般市民等の中でさらなる専門的考察や議論が必要となるであろう。そのポイントを、以下項目別に列挙してゆく。

**公共貨幣の発行権**（第一章）近代国家の法体系は三権分立の思想に立脚しており、その組織は立法、行政、司法から構成されているが、国家が独立国として存立するためには、これだけでは十分ではない。これら三権に加えて、公共貨幣の発行権という第四の権力が不可欠となる。しかるに、日本国憲法では、国の貨幣発行権が規定されていない。そのため上述の法貨発行のための2つの法律が、補足的に追加制定されているのが現状である。従って、今後日本国憲法の改正が議論されるときには、貨幣発行権が最優先で議論されなければならない。

ここではこうした本質論を抜きにして、公共貨幣システムを構築するのに必要な最小限の法体系について論じたい。そのポイントは立法、行政、司法の三権とは独立した第4の権力として位置づけられるべき公共貨幣の発行権を、現行の三権分立の法体系の構造の中に、政治（行政）権力から独立した存在として、どのように組み込むことができるのかということである。これが公共貨幣法案の最大の挑戦事項である。

そこで本法案では、貨幣の発行権は国権の最高機関である国会に属するとした。

**公共貨幣の単位**（第二章）公共貨幣の単位としてこれまでの二千円紙幣を廃止し、三千円紙幣を追加するとした。その理由は、1, 3, 5という奇数による貨幣単位統一の方が、安定的で美しいからである。その他の貨幣単位は従来どうりとする。

**公共貨幣大臣の任命**（第三章）新たに設置する公共貨幣省の公共貨幣大臣は、国会が承認・任命するとする。公共貨幣大臣は後述の独立した公共貨幣委員会の議長を兼務するので、他の国務大臣同様に首相にその任命権を

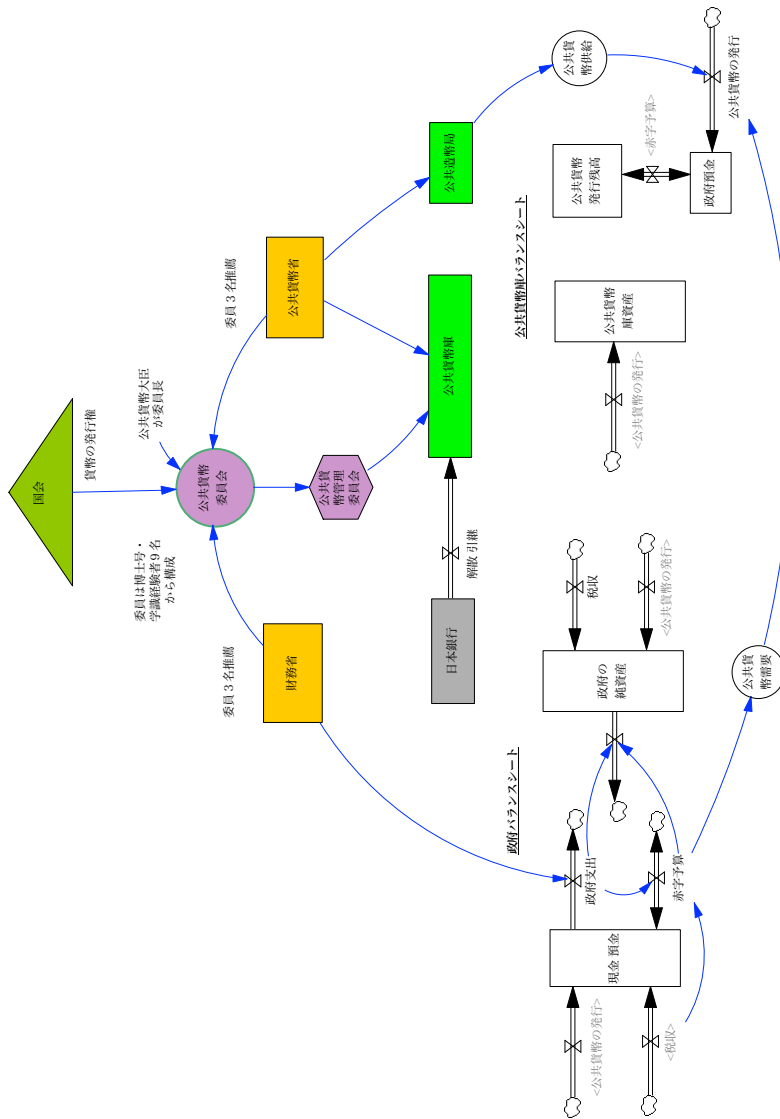


図 13.1: 公共貨幣法のシステム構造及び組織図

付与することが出来ない。そうした場合に、国務大臣としての公共貨幣大臣の機能をどのように位置づけるのか。内閣の一員として他の国務大臣と同様の役割をどのように付与させることができるのか。または、閣議には参加するが、その決定に際して議決権を行使できないようにするのかどうか。

**公共貨幣大臣の辞任**（第三章）公共貨幣大臣は他の国務大臣と異なり、職務の独立性が保証されているので首相は罷免できない。そこで第一の職務である物価安定に失敗し、物価変動変動を二パーセント幅で維持できない場合にのみ公共貨幣大臣は自動的に辞任しなければならないとする条件は適切か。

**公共貨幣委員会**（第四章）独立性の高い公共貨幣委員会の任務を、主任務の物価の安定に加えて、政府の経済政策目標（雇用、経済成長、福祉等）との関連でどこまで拡大すべきか。

**公共貨幣庫**（第六章）日本銀行の解散に際して、現状の機能、業務のうち、公共貨幣庫に移行させるべきものをどのように具体化させるべきか。

**銀行預金**（第七章）銀行預金の取り扱いを、取引のための取引預金と投資のための投資預金に大別するだけで、さらなる信用創造がなされるという法の抜け穴はありえないのだろうか。

**公共貨幣制度への移行**（第八章）現行の債務貨幣システムから公共貨幣システムへの移行を混乱なしに実行できる期間の設定は適切か。その他、移行に際して混乱を回避するための規制漏れはないのか。

これ以外にも、まだ遺漏しているポイントや条文があるかもしれない。読者の皆さんからのさらなるコメントやフィードバックを歓迎する。

\*\*\*\*\* 修正提案用ノート \*\*\*\*\*

## 13.3 日本国公共貨幣法

### 目的

日本国民の富の源泉は、持続可能な生産活動と、そこから産出される財およびサービスのよどみない流通・交換であり、こうした経済活動を支えるに十分な公共貨幣の供給とその円滑な循環である。しかるに、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年六月一日法律第四十二号）及び、日本銀行法（平成九年六月十八日法律第八十九号）に立脚する現行の貨幣制度は、こうした日本国民の富をもたらすべき貨幣の役割や機能を十分に発揮させられずにいる。よって本法案はこれら二法を統廃合し、国民をより豊かにする公共貨幣制度を新たに制定することを目的とする。

## 第一章 貨幣の発行と管理

**第一条** 貨幣の発行の権能は国会に属する。

二 発行された貨幣は公共貨幣と称し、法貨とする。

**第二条** 公共貨幣の製造、発行及び管理、運営のために新たに公共貨幣省を設立する。

二 公共貨幣の製造は、現行の造幣局と国立印刷局の紙幣製造部門が合体した公共造幣局が実施し、公共貨幣の製造代金は、貨幣の製造原価等を勘案して算定し公共貨幣省が支払う。

三 発行された公共貨幣は、政府の純資産として計上する。

## 第二章 公共貨幣の単位、種類、素材及び引換え

**第三条** 公共貨幣の額面の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。一円未満の金額の計算単位は、銭とし、円の百分の一とする。

二 公共貨幣は十種類とし、一円、五円、十円、五十円、百円、五百円の六種類は日本国硬貨とし、千円、三千円、五千円、一万円の四種類は、日本国紙幣とする。

三 支払うべき金額が一円未満の場合には、全額を切り捨てて計算する。

**第四条** 公共貨幣の素材、品位、量目及び形式は、公共貨幣委員会で定める。

二 公共貨幣は、デジタル貨幣で代用できる。

**第五条** 磨損その他の事由により流通に不適當となった公共貨幣は、額面価格で手数料を徴収することなく、引き替えるものとする。

二 公共貨幣の模様の認識が困難なもの又は著しく量目が減少したものは、無効とする。

### 第三章 公共貨幣大臣及び副大臣

**第六条** 公共貨幣大臣は、国会が承認・任命し、任期は五年とする。再任の任期は三年とするが、再々任はない。

二 公共貨幣副大臣は二名とし、内閣総理大臣が任命し、任期は公共貨幣大臣に準ずる。

**第七条** 公共貨幣大臣は、公共貨幣省の長として公共貨幣の製造、発行および管理、運営を統括する。

二 公共貨幣大臣は、公共貨幣に関する情報を全て公開する。

三 公共貨幣副大臣二名は、公共貨幣の供給と需要サイドをそれぞれ担当・統括する。

**第八条** 公共貨幣大臣は、物価の変動（増減）が三ヶ月連続して前年同期比二パーセントを超えたときは、直ちに辞任する。

二 公共貨幣大臣が辞任した場合には、国会は二ヶ月以内に新規の公共貨幣大臣を承認・任命しなければならない。

三 公共貨幣大臣が不在の場合には、公共貨幣副大臣（供給担当）が代行する。

### 第四章 公共貨幣委員会

**第九条** 公共貨幣委員会は、公共貨幣大臣、副大臣二名を含む九名の委員から構成し、公共貨幣大臣が議長となる。委員の任期は公共貨幣大臣に準ずる。

二 議長は、委員会の会務を総理する。

三 議長に事故がある場合には、公共貨幣副大臣（供給担当）が議長の職務を代理する。

**第十条** 公共貨幣委員は、経済学、経営学、会計学その他関連する分野の博士号又はそれに相当する学識経験を有し、公共貨幣大臣および財務大臣がそれぞれ三名づつ推薦し、国会の承認を得る。

**第十一条** 公共貨幣委員会は、物価の安定を主任務としつつ、政府の経済政策と協調しながら完全雇用、持続可能な経済発展、及び公共の福祉の向上を達成することを任務とする。

二 この任務を達成するために必要となる公共貨幣の年間発行額の上限枠を設定し、国家予算の一環として、国会の承認を得なければならない。

三 さらに、年度内に於ける公共貨幣の需要と供給、及びその残高の管理等の調整を行う。需給の調整は、租税や政府支出に関する財政政策を通じて行う。

四 公共貨幣の年間発行額の上限枠の設定、および年度内に於ける需給等の調整はマクロ貨幣モデルを構築して行い、広く国民がシミュレーション検証できるようにする。

五 その他公共貨幣に関する全ての決定を行う。

**第十二条** 公共貨幣委員会の会議は、その任務達成のために議長が定期的に招集しなければならない。

二 議長が必要と認める場合又は委員の総数の三分の一以上が必要と認める場合には、議長は会議を招集しなければならない。

**第十三条** 公共貨幣委員会は、議長が出席し、かつ6名以上の委員が出席しなければ、会議を開き議決をすることが出来ない。

二 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長が決する。

三 議事の手続きその他委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

四 委員会の議論及び議事録は全て公開とする。

## 第五章 公共貨幣管理運営委員会

**第十四条** 公共貨幣委員会は、公共貨幣管理運営委員会を公共貨幣省に設置し、日常の管理運営業務を代行させる。

**第十五条** 公共貨幣管理運営委員会の組織は、公共貨幣委員会が決定する。

二 公共貨幣大臣は、その委員を任命する。

## 第六章 公共貨幣庫

**第十六条** 公共貨幣庫は、公共貨幣省に設置し、政府の銀行として国庫金を取扱い、また銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済機関として機能する。

二 現行の日本銀行の施設（本店及び支店）は、そのまま公共貨幣庫に引き継ぎ、日本銀行の機能、業務のうち適性かつ効率的な運営に必要なものを継承する。

三 機能・業務の必要性は、公共貨幣委員会が決定する。

**第十七条** 公共貨幣庫の管理運営は公共貨幣大臣が統括し、政府とは独立の公共貨幣庫財務諸表を作成して行う。

二 公共貨幣庫財務諸表には公共貨幣省の職員経費は含めず、職員経費は一般会計に計上する。

三 財務諸表は、会計監査院が監査する。

## 第七章 銀行預金の取扱い

**第十八条** 銀行預金は、取引のための預金（従来の普通預金及び当座預金等の要求払い預金からなり、以下、取引預金という）と投資のための預金（従来の定期預金等からなり、以下、投資預金という）とに大別する。

二 銀行は、取引預金を百パーセント準備金として公共貨幣庫に保管しなければならない。但し、取引預金のうち日々の取引に必要な現金は、現金資産として一部銀行で保管できる。

三 銀行は、取引預金に対して預金者に保管料を課金できる。



**四** 銀行は、準備金の不足分を保有国債で充当するか、または無利子で公共貨幣庫から借り入れることができる。

**五** 準備金に充当された国債は、その利息が保証され、満期日に額面額が償還される。

**六** 投資預金は信託された投資資金として銀行が貸し付けたり投資に運用することができ、その運用損益は投資預金者と共有できる。

## 第八章 公共貨幣制度への移行

**第十九条** 本法律施行日をもって、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、及び、日本銀行法を廃案とする。

**第二十条** 本法律施行日から三ヶ月以内に、日本銀行を解散し、必要とする設備は公共貨幣庫に引き継ぐ。

**第二十一条** 日本銀行の職員はそのまま公共貨幣省職員とし、その扱いは国家公務員法に準ずる。

**第二十二条** 本法律施行日から三ヶ月以内に、日本銀行券を公共貨幣（紙幣）に交換し、その交換比率を一对一、一とする。

二 現行の政府貨幣は、そのまま公共貨幣（硬貨）として流通する。

**第二十三条** 本法律施行日から三ヶ月以内に、銀行の預金通貨口座はすべて公共貨幣預金口座（取引預金・投資預金）に変換する。

**第二十四条** 本法律に制定されていない移行にともなう管理・運営に関する決定は公共貨幣管理運営委員会が行う。



## 付録A 米国貨幣法

# The American Monetary Act

本法律は、貨幣を創造する憲法上の権限をアメリカ合衆国議会のもとに取り戻す法律である。アメリカ合衆国の上院、下院の本会議において立法化される。

### 第1節. 法の名称

本法律は米国貨幣法と称する。

### 第2節. 明かされた事実及び目的

(a) 議会は以下の事実を明らかにする。

1. 貨幣を創造する権限は憲法第1条8節によって議会に付与された国家の権限である。
2. 1913年に議会が承認した連邦準備法は、貨幣創造の権限を連邦準備制度と民間金融業界に事実上付与した。
3. この憲法上の権力の割譲は、以下を含む数多くの貨幣及び金融上の苦難をもたらした。
  - (A) 増大しかつ不合理に集中する富；
  - (B) 公的、私的な国家債務の際限のない増大；
  - (C) 政府歳入を増やすために市民課税に過度に依存；
  - (D) 通貨のインフレーション；
  - (E) 公的インフラ投資コストの極端な増加；
  - (F) 記録的水準の失業や不完全就業者の増加、そして
  - (G) 共同防衛や一般福祉のための資源を提供する憲法上の責任を議会が遂行する能力の侵食。

4. 民間銀行の貸出によって貨幣が主に造られるという債務貨幣システムは、安定的な経済環境を創造・持続させることができず、慢性的な金融不安、頻繁に繰り返される危機の原因であることが証明された。
5. 民間の貨幣創造の廃止は、現行銀行業務や、規制、監督にほとんど混乱を及ぼすことなく達成される。
6. 利付き債務として民間の金融機関が貨幣を創造することは直ちにかつ包括的に廃止されるべきである。
7. 必要に応じて貨幣を創出し、支出あるいは貸出によって流通に投下するという連邦政府の権限は、貨幣を連邦債務として取り扱い、国の貨幣供給に対して金融機関に金利を支払うことを排除する。加えて、民間の金融機関が公共性政策に不当圧力を行使できなくする。
8. 2008年に於ける米国銀行及び貨幣システムの前例のない崩壊は、米国や他の主要国における雇用と経済に受け容れがたい深刻な影響を及ぼし、根本的な貨幣改革の喫緊の必要性をもたらした。
9. 現行の連邦準備制度のもとでは、米国の貨幣政策に責任のある者が議会や国に対して説明責任を負わず、会計検査院の監査を拒否し、連邦政府の全ての機関に適用される1964年の市民権法を含む連邦法規からの規制免除を得ている。
10. 連邦準備制度理事会による米国貨幣政策の運営、特に理事会理事が市民に対する大量の詐欺行為や悪用から金融制度を保護できなかったという失態は、議会を通じて米国民に説明責任を負うということをしなない理事に貨幣を創造し規制する権限が委譲されている現行制度を保持させることの危険を論証している。
11. 連邦準備理事会は、全ての連邦政府支出は下院から由来しなければならないという憲法上の要件を無視して一方的に1.2兆ドルを創造し、抵当担保証券を購入するために支出した。
12. 歴史上の記録を検証すれば、貨幣供給をより節度をもって供給するということにおいて、米国政府が貨幣制度をコントロールする方が民間がコントロールするよりも優れているが論証できるし、かつ国家非常事態の際には、公共投資を維持し、国家を防衛し、一般の福祉を促進するために必要な資源を作り出すために不可欠であったのである。
13. 我々の貨幣制度は一般的経済厚生を維持するための要となる支柱であり、連邦準備制度と金融の支配層は一般の厚生を促進するのに首尾一貫して失敗してきたのであるから、議会は、米国憲法において付与されている権限と責任を取り戻すことが絶対必要である。

- (b) 目的 — この法案の目的は以下のとおりである。
- (1) 連邦準備制度を米国財務省に統合し、全ての新貨幣を利付き債務ではなく、政府が貨幣として創造し、一般の厚生を促進するために支出し流通させること。
  - (2) 銀行業や金融サービス産業ではなく、貨幣制度を国有化し、現在民間機関に付与されている貨幣を創造する権限を中止し、穏やかで気品のある方法で部分準備制度を廃止し、かつ過去に法貨となり未だに流通している民間の信用をすべて米国政府貨幣と換算すること。
  - (3) 新貨幣を、社会の成長・向上のために必要となる教育や健康管理はもとより、21世紀の地球に優しいインフラやエネルギー資源のために支出し流通させること。

## 第1条 米国貨幣の支出

### 第101節 支出の認可

本節の施行日より90日以内に、全ての米国政府支出は、USドルを名目単位とする米国貨幣によってなされる。

### 第102節 法貨

米国貨幣はすべての公的、民間の債務支払における唯一の法貨として通常の国内流通で用いられる。

### 第103節 負の資金残高

財務大臣は法のもとに議会によって承認された政府の歳出と実際の歳入との差額を決済するために米国貨幣を直接発行できる。

注釈：財務省がこの負の資金残高を、米国貨幣の直接発行に基づき支出できるという事実は、「貨幣を鑄造する」という議会の憲法上の権限を反映している。なぜなら議会は、歳出と税金やその他の財源からなる歳入とを統制することによって生じる貨幣量を調整する能力を有しているからである。焦点となる権限は、歳入の法案を提出する下院にある。憲法上の権限を議会が回復するということは、貨幣を創造し流通させる能力を、民間の銀行業から、憲法が命じているように、選出された代表に移行することである。

### 第104節 支出必要額の予測

財務省は：

- (1) 支出必要額を日次、月次、年次ベースで予測する；
- (2) この予測を議会と国民に対して提供する；
- (3) この予測を連邦政府の予算作成と統合する；
- (4) 米国国貨幣の支出が国内外経済のすべての側面にもたらす影響を継続的、効果的に評価する十分な調査能力を維持する；
- (5) 議会と国民に対して、米国貨幣の支出が経済にもたらす影響、及び貨幣供給の状況を定期的に報告する。

### 第105節 貨幣の管理

- (1) 貨幣局と財務大臣は、貨幣供給量それ自体がインフレーション、あるいは、デフレーションを引き起こさないような政策を、他方では財・サービスが取引で自由に移動できるようにバランスが保たれる政策を実行する。
- (2) 貨幣供給量の目標額は、貨幣局理事会によって設定される。理事会は、上院の助言と承認もとづき大統領によって6年の期限で任命される9名の公的理事から構成され、議会に定期的に報告する。
- (3) 貨幣局によって設定された目標額に従って適切に貨幣供給量を調整する運営上の責任は財務省にある。
- (4) 財務大臣は四半期末ごとに、目標額と貨幣供給量の差異が1%を越えた場合には全て議会に報告する。

### 第106節 借入の代わりとしての支出

- (1) 本法律に基づく米国貨幣の支出は、財務省証券の借入に代わって実施される。
- (2) こうした借入は、議会によってそれと異なる承認がなされない限り、第101節で規定されている日付をもって終了する。
- (3) 本法律のどの条項も、議会が米国の全幅の信頼と信用によって借入を実施出来るとする憲法上の権限を妨げるものではない。

## 第107節 会計

財務大臣は、米国貨幣の支出と最新の資金残高を、財務大臣および政府部門や機関が継続出版する会計報告によって説明する責任を有する。会計検査院は独立した監査を2年に1回実施する。

## 第2条 米国借入証券の償還

### 第201節 償還の開始

本節の施行日から120日以内に、財務大臣は米国のすべての借入証券の償還を、支払期日が満期になったものから、法的に正当と認められる全額についてその保有者に米国貨幣で支払うことにより開始する。

## 第3条 米国貨幣への交換

### 第301節 連邦準備紙幣の交換

- (1) 本節の施行日から90日以内に、財務大臣は連邦準備紙幣発行額と同額の米国貨幣と交換するための規則と手続きを策定する。
- (2) 本節の施行日から120日以内に、連邦準備紙幣が米国貨幣に交換されるに伴い、財務大臣は、手元にある現金を交換するのに十分な量の米国貨幣を国内の銀行システムに提供する。
- (3) 本節の施行日から180日以内に、米国のすべての金融機関は資金の支払を米国貨幣のみで実施する。
- (4) 財務大臣は米国貨幣との交換によって返却された連邦準備紙幣をすみやかに処分する。

### 第302節 部分準備貸出の米国貨幣貸出への変更

- (1) 本節の施行日から60日以内に、財務大臣、貨幣局、およびその専門家チーム（連邦預金保険公社、貨幣統制官、証券取引委員会、議会予算室、貨幣局が指定した部署を含めて）は、その時点で流通している銀行預金を、米国の法貨に交換するための会計規則、価格と実施プロセスを策定する。その結果、米国銀行システムのすべての口座にあるすべて貨幣は、例外なく、米国の法貨であると宣言される。
- (2) 現存の銀行預金を米国法貨と交換する際には、各銀行は交換した額を財務省への負債とする。

- (3) 各銀行が保有する財務省証券は無効とされ、米国への負債として銀行の資産に記録される。
- (4) この会計規則の変更は、顧客が銀行貸出の元金を返済するに伴って、その一定の割合を財務省に返済させるようにすることである。この割合は合計から(2)の率を差し引いた金額となる。この返済は銀行の財務省に対する債務が完済されるまで継続される。この負債はまた、追加的資本と繰越利益剰余金からの移転によっても清算される。こうした返済は、本法律第5条のもとで、貨幣局の指示と議会の歳出に関する認可を必要とするが、支出可能な回転資金となる。
- (5) 上記(1)から(4)の結果、銀行は、適切に貨幣を創造する政府と貨幣を借りる顧客との仲介機関となることができ、米国の民間銀行は適切に貸出業務を行い収益を計上できる。
- (6) 本節の施行日から90日以内に、財務大臣は以下の様々なタイプの口座に関する新規貸出と会計規則を制定する：
  - a) 小切手タイプの口座(例：要求払い預金口座)で、これらは資金を保管したりサービス移転に用いられるが、銀行はこうした資金に手数料を請求できるが、この口座の資金を貸出したり投資に利用することは出来ない。
  - b) 貯蓄と定期預金タイプの口座で、譲渡性預金が発行でき、預金期間に応じた満期までの貸出ができる。
  - c) 貨幣市場と投資信託タイプの投資口座。
- (7) 上記(1)から(5)に関する規則と活動は、銀行が、私的な貸出業務によって利益を産み出すことを奨励するが、信用貸出による民間の貨幣創造を禁止する。

注釈：本法律第5条のもとで米国政府によって流通に支出される貨幣は、最終的に銀行の預金となる、そこでは、部分準備で造られないないこうした貨幣は、継続的な貸出と必要な成長のためのエンジンを提供することになることが期待される。また、順調な移行が確保するために、公的な志を持った銀行の専門家が財務省の公務員として加わり、以上の規則が適切に定められており、銀行業界では現実的であると認識することを保証させることが期待される。

### 第303節 金利の上限

- (1) 金融機関が自然人の借り手に対して、あらゆる手数料やサービス料金を含む償還を通じて課す金利の合計は、抵当を除いて、元の貸出元金を超えてはならない。



- (2) すべての料金を含めて、年率最高8%の金利が米国において適用される。

## 第4条 連邦準備制度の財務省部門としての再編成

### 第401節 連邦準備制度の再編成

- (1) 本セクションの施行日から90日以内に、財務省は、アメリカ合衆国の代理として、全ての連邦準備制度の在庫をアメリカ合衆国マネーに変更される時点の市場価格で買い取る。
- (2) 発行者としての中央銀行、国家の資金を機能させる情報センター、及び、政府の財政の代理人としての連邦準備制度の役割はアメリカ合衆国財務省の1局として再編成される。
- (3) 連邦準備制度は、上院の助言と承認によって大統領によって6年の期間で任命される総裁及び副総裁によって運営される。
- (4) 連邦準備制度は、財務省の代わりに、設定されるマネーターゲットを運営し、マネー当局によって承認される。また、本法律の第3章で説明されている、アメリカ合衆国マネーの金融機関に対する貸出を運営し、マネーの創出がアメリカ合衆国の機能であり、準備金制度が終了することを保証する。

## 第5条 インフラストラクチャーの近代化

### 第501節 インフラストラクチャー改善のための直接的な資金提供

注釈：銀行が新たなマネーを創出せず、拡大する経済と人口において新たなマネーが流通に加えられることが重要であるため、このことを通し、一人当たりの経済力に応じた、インフラストラクチャー、教育、医療プログラムに対する直接的な資金提供を通して、公平な分配が国によって実施されることになる。

本セクションの施行日から90日以内に、財務省は議会に対して、アメリカ合衆国における、公共の福祉を促進するための交通、農業、水利用・確保、下水道システム、医療、教育、他のインフラストラクチャーシステムなど、実体経済を近代化、改善、更新することができる、政府による直接的な資金提供の機会について報告する。これらは、実質的、本質的な面におけるエコロジ的な持続可能性と生活の質を配慮して実行される。

これらのプログラムは、アメリカ全土において、環境、高レベルの雇用と社会的な保護、生活レベルと質の向上、及び、経済的・社会的な一貫性を尊重

した、調和とバランスのとれた経済活動と持続可能でインフレーションではない発展を推進する。一人当たりの経済力と地域のコスト要因が適用される。

注釈：これらのエコロジー的な持続可能性と生活の質に関する配慮は、ヨーロッパ中央銀行の条約における関連項目を精査することによって、導かれた。

### 第502節 地方政府に対する金利のない貸出

本セクションの施行日から120日以内に、財務省は州・地方政府に対して、一人当たり経済力とマネー当局によって決定された品質を保証する他の基準に基づいて、これら政府の管理と管轄における、学校、緊急消防サービスなど、インフラストラクチャー改善を目的とする、アメリカ合衆国マネーの金利のない貸出プログラムに関する提案を議会に対して行う。

### 第503節 マネーの州に対する付与

毎年、マネー当局は財務省に対して、第5章に基づいて、前年度に創出されたマネーの15%に相当する金額を12ヶ月の期間にわたり、各州に対して、一人当たり経済力に基づいた付与額を与えるための指示を行う。各州は、これらの資金を公的なインフラストラクチャー、教育、医療、リハビリテーションなどの広範囲な分野に利用するとともに、資金提供のない連邦政府の職務執行の目的に支払う。一人当たり経済力と地域のコスト要因が適用される。

### 第504節 農業における農産物価格標準プログラム

本セクションの施行日から120日以内に、財務省は農業省と協力し、議会に対して、適切な価格標準の期間を設定し、基本的な保管可能な生産物に基づいて、(農生産物が単独のセキュリティとなるべく) 標準価格の90%に対する貸出を提供することを目的とする、農業生産物の市場を規制するプログラム提案を行う。

### 第505節 教育資金プログラム

本セクションの施行日から120日以内に、財務省は教育省と協力し、議会に対して、アメリカ合衆国の教育システムを少なくとも他の先進国と同レベルの教育システムに移行させ、すべての子供たちが最大限の教育の可能性に達する機会を持つことができるための、学習のための環境を生み出すことができる、資金提供支援のためのプログラム提案を行う。

### 第506節 最初の市民に対するマネーの配当

本セクションの施行日から60日以内に、財務省はマネー当局と協力し、議会に対して、本法律の施行に際して、政府のインフラストラクチャーに関する支出が、流通するようになる前に、銀行システムに対する流動性を提供するため、税金のかからない付与となる、アメリカに住むすべてのアメリカ国民に対する市民配当に関する提案を行う。財務省は生産、価格、モラル、及び、他の経済・財政上の要因を観察しながら、この配当の効果に関する徹底した調査を行う。

### 第507節 ユニバーサルな医療

本セクションはこの問題に取り組んでいる医療分野の人々のコンサルテーションに基づいて記載される。

### 第508節 抵当危機の解決

現在の抵当危機を解決するための具体的な議会の提案がこの部分に挿入される。(あるいは、この法律の第6章に記述する)

### 第509節 盗まれた資金の回復

マネー当局はアメリカ合衆国の弁護士のコンサルテーションに基づき、危機の前、中、後となる2000年から2012年の期間において、議会の調査によって決定される、システム的な金融上の不正手段によって生じた資金を回復するために動く。不正を行った者が協力的でない場合には、3倍の罰金が課せられるかも知れず、刑事上の刑罰についても推奨される。

\*\*\*\*\*

本翻訳は以下の掲載の American Monetary Act である。

Presenting the American Monetary Act (as of July 18, 2009)

<http://www.monetary.org/wp-content/uploads/2010/11/amacolorpamphlet.pdf>

翻訳は、同志社大学大学院ビジネス研究科の「マクロ経済シミュレーション(山口薫教授)」の科目を2010年春学期に受講した堀弘幸さんによってなされ、その後、2012年2月に同教授が修正・監訳したものである。